

特別の法律により設立される法人の運営に関する指導監督基準

平成 18 年 8 月 15 日
閣 議 決 定

特別の法律により設立される法人について、所管大臣がその設立根拠法等に基づいて指導監督を行う場合には、別に法令で定める場合を除き、以下の基準に沿って行うこととする。

1 本基準の対象

本基準は、商法及び民法以外の法律に基づき設立され、全国を地区とする法人（独立行政法人、特殊法人、認可法人、共済組合及び特別の法律により設立される民間法人を除く。）のうち、次のいずれかに該当する法人（以下単に「法人」という。）を対象とする。ただし、その上部団体等が特別の法律により設立される民間法人又は本基準の対象法人であるものを除く。

- ① 法律により国の事務を行うことが規定されているもの
- ② 法人が行った事務について行政不服審査法又は設立根拠法に基づく国に対する審査請求、異議申出の制度があるもの
- ③ 国からの補助金等（補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費をいう。以下同じ。）と密接な関係を有する業務を行うもの（注）
- ④ 国が当該法人の借入れ等に係る債務の保証をすることができることとされているもの

（注）国又はこれに準ずるものからの補助金等の2分の1以上を第三者に交付するもの、国又はこれに準ずるものからの補助金等による収入額が年間収入額の3分の2以上を占めるもの及び経常的運営に要する経費に係る補助金等の交付を受けているものをいう。

2 業務の見直しに関する事項

法人の業務に関しては、少なくとも次の事項に適合していなければならない。

- （1）法律の規定に基づき法人が登録、認定、検査等（以下「登録等」という。）の事務・事業を行っている場合には、事務・事業の実施方法等に関する基準が当該事務・事業を所管する府省によって客観的に明確にされていること。
- （2）法律の規定に基づき法人が行っている登録等の事務・事業に係る手数料等は、当該事務・事業を所管する府省によって決定されていること。法人においては、当該事務・事業の収支について区分経理又はこれに準じた管理が行われ、その状況及び手数料等の積算根拠が、ホームページへ掲載するなど国民が容易にその内容を把握できるよう適切な手段により公表されていること。

- (3) 法律の規定に基づき行っている登録等の事務・事業にかかわる法人の役職員について、公務員に準じた規律に服することその他の当該事務・事業を適正に行うために必要な職務規程が定められていること。
- (4) 法人が法律の規定に基づき行っている登録等の事務・事業と、法人が独自で行っている類似の事務・事業とが第三者に明確に区別できること。
- (5) 法律の規定に基づき法人が行っている事務・事業を所管する府省は、法令に定められたところにより、当該法人の指導監督を厳格に行い、事務・事業の適正な実施に努めていること。
- (6) 補助金等を財源として行っている事務・事業について、収入に占める補助金等の割合の低減化及び補助金等の第三者への分配・交付の効率化・透明化等の観点から、業務内容の見直し、業務の実施体制や内部管理体制の改善、厳格な業務監査の実施、自己収入の拡大等の取組みに努めていること。

3 法人の機関等に関する事項

法人の機関、財務及び会計、株式の保有等に関しては、少なくとも次の事項に適合していなければならない。

- (1) 役員（監査役員を除く。以下同じ。）のうち、特定の企業の関係者（役員、使用人、大株主等）又は所管する官庁の出身者（所管する官庁において常勤の職員として職務に従事した者とする。ただし、専ら教育、研究、医療に従事した者及び当該官庁における勤務が一時的（原則として、任期の定めのある場合は1期、任期の定めのない場合は3年程度以下）であった者は除く。）が占める割合は、それぞれ役員現在数の3分の1以下となっていること。

また、所管する官庁の出身者と同一の業界の関係者の合計が、法人の役員現在数の2分の1を上回らないこと。

ただし、特定の業種の事業者等に係る共益的事業を主たる事業とする法人については、この限りでないものとし、この場合には、役員（監査役員を含む。）に、当該業種の関係者又は所管する官庁の出身者以外の者を登用していること。

- (2) 役員会については、役員の多数の意思が適正に反映されるように、その成立要件、議決要件等が定められていること。
- (3) 組合等の社团的性格の法人の総会等については、その構成員の多数の意思が適正に反映されるように、その成立要件、議決要件等が定められていること。また、構成員が多数であったり全国に散在したりする等の場合であっても、構成員の意思が正当に反映されるような措置がとられていること。
- (4) 企業会計基準その他法人の特性に応じ一般的かつ標準的な会計基準に従い、適切な会計処理が行われていること。また、収支決算額がおおむね10億円以上の法人については、所管官庁からの要請に基づき、公認会計士による監査を受けるよう努めていること。
- (5) 法人の余裕金は、事務・事業の安定的な運営を確保するため、過度なリスクを負う

ことのないよう適切な運用が行われていること。

- (6) 法人が公益法人、株式会社等への基金拠出又は出資（間接出資分を含め法人による出資比率・議決権比率が20パーセント以上のものに限る。）を行っている場合には、毎事業年度の事業報告書に当該公益法人、株式会社等の概要（名称、所在地、資本金、事業内容、役員状況、従業員数、持ち株比率及び法人との関係）が具体的に記載されていること。また、法人の委託先で、その収入に占める当該法人からの収入の割合が3分の2以上となっているものがある場合においても、これと同様とする。

4 情報公開に関する事項

法人の業務及び財務等に関する情報の開示は、少なくとも以下の事項に適合していなければならない。

- (1) 法人は、次の業務及び財務等に関する資料を主たる事務所に5年間備えておき、一般の閲覧に供するとともに、ホームページへ掲載するなど国民が容易にその内容を把握できるよう適切な手段によりこれらを公表していること。

- ① 定款
- ② 役員名簿（注）
- ③ 組合員等名簿（組合等の場合）
- ④ 事業報告書
- ⑤ 損益計算書又は収支計算書
- ⑥ 貸借対照表
- ⑦ 法律上作成が義務付けられている財産目録及び決算報告書
- ⑧ 監事の意見書
- ⑨ 事業計画書
- ⑩ 収支予算書

（注）常勤・非常勤の別及び国家公務員出身者については、その最終官職名（官房付等で退職した者については、その前職名を含む。）を付記すること。

- (2) 各府省は、その所管する法人について、(1)に規定する資料を備えておき、これらについて閲覧の請求があった場合には、これを閲覧させていること。また、各府省は、ホームページに、次に掲げる事項を記載した所管する法人の一覧表を掲載するとともに、法人がホームページを開設している場合には、一覧表からの簡便なアクセスを可能とする措置を講じていること。

- ① 名称
- ② 所管する部局（担当局担当課等）の名称
- ③ 主たる事務所の所在地及び電話番号
- ④ 設立年月日
- ⑤ 代表者の職名及び氏名
- ⑥ 主な目的及び事業

(3) 各府省は、その所管する法人について、次に掲げる事項を各府省のホームページに掲載していること。

- ① 最新の業務及び財務等に関する資料
- ② 法律の規定により法人に行わせている国の事務の内容及び根拠法令名
- ③ 補助金等の交付を受けている法人については、当該補助金等の名称及び金額、交付対象事業の内容並びに補助金等全体の金額及び年間収入に対する割合

5 定期的な見直し

各府省は、社会経済情勢の変化を踏まえ、法律の規定に基づき法人が行っている国の事務の必要性、補助金等の政策的必要性等について、法人の特性に応じ、おおむね3～5年を目途に定期的に全般的な見直しを行い、その結果に基づき所要の措置を講ずるとともに、その状況を公表する。

6 実施時期

各府省は、本基準に基づく法人の初回の見直しを、平成18年度中に実施することとし、本基準に適合しない法人については、速やかに本基準に適合するよう指導すること。行政改革推進本部事務局は、本基準に従った法人の見直し状況について、当分の間必要に応じて取りまとめを行うこととする。